

23 私立学校入学者資格の取調 (明治三十二年八月)

(欄外注記1) (欄外注記2)  
明治三十二年八月十九日受 第三課主任属梶浦柳之助(印)  
知事 内務部長(代理・俵印) 第三課長(岡印) (後藤印)

私立学校入学者資格等取調ノ件

(朱書)  
(三三癸二四五号)

左記ノ事項調査上必要ノ義有之候条至急取調御回報有之度此段  
及照会候也

年月日

内務部長

割印

各郡区長宛

但北豊島 南足立 南葛飾ノ三郡ヲ除ク

(左記)

一私立学校(小学校中学校ヲ除ク)ニ入学ヲ許スヘキ者ノ年齢  
及学力

一私立学校(小学校中学校ヲ除ク)学科課程表

(神田麴町豊多摩ノ三ヶ所ヘハ左ノ追テ書ヲ加フ)

追テ左記学校ハ取調ニ及ハス候

神田ハ 明治法律学校

日本法律学校

東京法学院

麹町ハ 和仏法律学校

豊多摩ハ 東京専門学校

(欄外注記1)

「收受三癸二四五号」「判決八月十九日」「施行八月十九日」

(欄外注記2)

「完結」「三十三年八月二十九日」

(欄外注記1)

明治三十二年十月二十三日受  
日受

第三課主任属梶浦劔之助(印)

知事 内務部長(阪本印) 第三課長(岡印) (後藤印)

私立学校入学者資格等取調ノ件

(朱書)  
〔三癸二四五号〕

本年八月十九日付三癸第二四五号ヲ以テ御部内私立学校入学者  
資格等取調方及照会置候処左記学校分未タ御回報無之候条早々  
取調御回報有之度此段再応及照会候也

年 月 日

内務部長

(割印) 神田区长宛

(左記)

記

神田区三崎町三丁目壹番地

日本法律学校

同 中猿楽町四番地

順天求合社

同 錦町三丁目貳番地 繼絶学舎 不

(抹消) 駿河台北甲賀町拾三番地 女子神学校

同 仲猿楽町拾五番地 明治簿記学校

同 同朋町貳拾番地 大学予備校 廢

同 錦町貳丁目六番地 英吉利語学校

同 今川小路壹丁目壹番地 敬勝館 廢

同 三崎町貳丁目貳番地 商工予備学校 廢

(抹消) 猿楽町貳番地 東京航海学校

同 錦町三丁目壹番地 神田英語学校

同 錦町三丁目拾番地 尚武学校 廢

同 淡路町壹丁目壹番地 橋本学校 不

同 中猿楽町拾七番地 数理学館

同 猿楽町貳番地 静觀書院 休

同 松田町拾番地 神田女子裁縫学校

同 錦町三丁目貳番地 女子裁縫専修学校

同 錦町三丁目拾八番地 体育会第一体育場

同 三崎町貳丁目拾番地 明数学舎 休

同 錦町貳丁目三番地 聚学院 廢

同 駿河台鈴木町拾三番地 成立学舎 休

同 三崎町貳丁目拾貳番地 女子成立学校 休

同 猿楽町貳丁目貳番地 帝国英学館

同 一ツ橋通町貳拾壹番地 東京府教育会附属  
小学校英語科教員伝習所

同 美土代町三丁目三番地 青年会夜学校

同	錦町三丁目拾番地	東京医学院	廃
同	皆川町拾四番地	知常館	廃
同	今川小路三丁目九番地	簿記学専修館	
同	表神保町拾番地	奇文欣賞塾	不
同	東松下町拾四番地	日本学校	不
同	仲猿染町拾五番地	泰東学校	

(欄外注記1)

「収受三癸二四五号」施行十月二十四日」

(第三課文書学務官房 623 B6 3)